

フロン回収・破壊法が改正

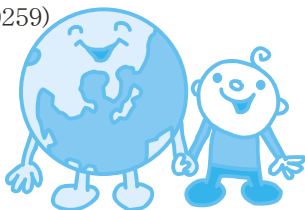
—オゾン層の破壊、地球温暖化を防ぎましょう—

飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコンなどの業務用冷凍空調機器には、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類が大量に使われています。このフロン類の適切な回収のため、「フロン回収・破壊法」に基づき、機器の廃棄時等には、知事の登録を受けた業者への回収委託が必要です。

しかし、その回収率が低水準にとどまっていることなどから、昨年6月に「フロン回収・破壊法」が改正され、関係者の役割や手続きなどが明確化されました。10月1日から施行されます。

詳しくは、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei/index.html>) をご覧ください。

■問い合わせ 環境衛生課管理係 (TEL)0259)



参加者募集 市政見学バス

市の鳥「ヤマセミ」観察会



市民の皆さんに、市の鳥「ヤマセミ」を知っていただくための市政見学バスを運行します。

当日は、高梁野鳥の会から講師を迎え、「ヤマセミ」について学びながら観察します。ぜひご参加ください。

◆日時

10月28日(日)
午前9時20分～午後3時
(午前9時～ 市役所前集合・受付)
※雨天の場合は中止します。

◆観察場所

成羽町・川上町・備中町地内の成羽川水系

◆対象者

市内在住の小学生以上
※小学生は保護者同伴でご参加ください。

◆募集人数 20人

※先着順で、定員になり次第、締め切ります。

◆参加費

一人200円 (保険・資料・お茶代)
※当日、受付時に集金します。

◆申込方法

参加希望者の住所・氏名・年齢・電話番号を明記した、はがき、FAX、Eメール、または電話で、10月10日(木)までにお申し込みください。

◆その他

- ・長袖、長ズボン、帽子、運動靴の、動きやすい服装で参加してください。
- ・昼食、飲物は各自でご持参ください。
- ・双眼鏡、鳥の図鑑(ある人のみ)をご持参ください。

■問い合わせ・申し込み

〒716-8501 高梁市松原通2043 高梁市役所 企画課公聴広報係
(TEL)0210・(FAX)21555) Eメール:kikaku@city.takahashi.okayama.jp

中小企業立地促進奨励金を改正しました

■問い合わせ

商工観光課商工係(TEL)0229)

◆対象要件

要件	内 容
要件	事業所の新設、増設、設備の高度化または業種転換のための施設整備を行う事業所
対象業種	・日本標準産業分類の製造業 ・工業製品に係る研究所等 ・物流施設 ・観光またはレジャーに係る事業所
投資額および雇用条件	・固定資産投資額 3,000万円以上 ・新規常用雇用者 3人以上
算定方法	(1)固定資産投資額(土地代除く)×2%+新規雇用者数×10万円 (2)当該工場等に対して、新たに固定資産税が課されることとなった年度から、3年度間における各年度の固定資産税額に、次に定める割合を乗じて得た額に相当する額 ・認定事業所の操業日以降、新たに課税された固定資産税額に1年目100/100、2年目75/100、3年目50/100
限度額	3000万円

市は、中小企業の新設や増設を行い、事業を拡大し雇用促進を積極的に行う企業に対する補助を行っています。このたび「高梁市中小企業奨励金交付要綱」の限度等の改正を行いました。

〔改正内容〕

- ▼対象業種…物流施設を追加
- ▼限度額…2000万円を3000万円へ引き上げた
- ▼算定方法…新増設により、新たに課税されることとなった固定資産税を3年間助成

障害者「駐車禁止除外指定車標章」の対象者等が変更

岡山県道路交通法施行細則の一部改正により、今年8月1日から障害のある人に対する「駐車禁止除外指定車標章」の交付対象者や対象範囲が変わりました。

●主な変更点

① 標章の交付対象が、障害者本人に

これまで標章は、障害者1人につき車両1台を特定して交付されていましたが、変更後は、障害者本人に交付されることとなりました。これにより、タクシーを含め他人が所有する車両に乘車する場合も、駐車禁止除外指定車標章が利用できるようになりました。

② 交付対象となる障害の範囲が見直しに

交付対象者は、これまで障害の個所と等級で決められていましたが、変更後は、おおむね第1種の身体障害者、療育手帳Aの知的障害者、1級の精神障害者が対象となりました。(身体障害者のうち、視覚や上肢に障害を持つ人の一部が新たに対象となり、下肢に障害を持つ人の一部が対象外となりました)

●申請の方法

必要書類(障害者手帳、免許証、車を所有している人は車検証)、手数料分1800円(ケース付き)の郵便小為替と印鑑を持参の上、身体障害者の人は市役所社会福祉課、または最寄りの地域局住民福祉課で、他の障害者の人は警察署交通課窓口で申請を行ってください。

※現在、交付されている標章は、有効期限が満了するまでの間は、改正後の標章と見なされません。

■問い合わせ 社会福祉課障害福祉係

(TEL) 010264

新しいALTの紹介

英語を楽しく学びましょう

外国語指導助手(ALT)として、2学期から市内の学校で英語の指導に当たる3人の皆さんをご紹介します。

()内は勤務地

バージニア エバンスさん(23)

(川上地域の幼・小・中学校)



川上町に新任のALTとして8月から赴任をいたしました。私はアメリカのインディアナ州で育ちましたが、大学に入学してからは、モンタナ州に住むようになりました。学校では、授業や課外活動でできるだけ多くの皆さんと触れ合い、生徒の皆さんの英語が上達するように援助していきたいと思っています。また、日本の文化を学び、多くのことを経験したいと思います。高梁の皆さんは私にとっても親切で協力的なので安心していきます。日本へ来る機会と英語を教える機会を与えてくださったことに深く感謝いたします。どうぞよろしくお祈りします。

アダム マンフレディさん(24)

(成羽地域の小・中学校・保育園、高梁地域の一部幼稚園)



カリフォルニア州マデラの出身です。大学では、文章を創作する勉強をし、いつか小説家になりたいと願っています。日本に来たのは2度目。昨年、5週間かけて日本中を旅行しました。これから日本に在る間、柔道や合気道を習い、日本語を学び、自転車であちこちを旅行するつもりです。四国八十八カ所巡りたいですね。日本語検定試験も受けてみたいです。英語を教えるのを楽しみにしています。成羽に住んでいる間、地域で何かに役立ちたいです。私を街で見かけたら、気軽に声をかけてください。皆さんと触れ合い、日本語も教えてもらいたいと切望しています。よろしくお祈りします。

オキタ シュウヘイさん(28)

(高梁地域の中学校・市立高校)



ニューヨークで生まれ育ちました。3年前に津山市へALTとして来日し、今年の8月に高梁市へ来ました。高梁はとてもきれいな所で、いい人ばかりなので、これからの学校生活が楽しみです。私は、日本人の両親にアメリカで育てられました。ずっと英語で生活し、大学に入り初めて日本語の勉強を始めました。生徒のみんなにも英語をたくさん勉強して話せるようになってほしいです。英語は難しいですが、誰でも努力すればできると信じています。高梁でみんなと英語の勉強を仲良く一緒にしていこうと思います。ニューヨークのこともたくさんお話ししていきたいと思っています。よろしくお祈りします。